

名古屋大学消化器内科同門会

滞納会費整理及び会費滞納者処分執行細則

平成26年1月1日制定

第1章 滞納会費整理

(目的)

第1条 この細則は、滞納会費及び未納会費について、円滑な整理を図るための手続き及び、会費滞納者に対する処分を適正に行うための手続きを定めるものである。

(定義)

第2条 この細則で滞納会費とは、前年度末日において会則第40条第2項に定める納期までに納付されなかった会費をいう。

2 この細則で会費滞納者とは、前項に定める滞納会費がある会員をいう。

3 この細則で未納会費とは、当年度において納期までに納付されていない当年度分の会費をいう。

(会費滞納者の現況調査等)

第3条 事務局は、毎事業年度開始後2月を経過した日までに滞納会費を納付しない会費滞納者について、会員の氏名、滞納期間及び滞納額を取りまとめた会費滞納者名簿を作成し、会長に提出する。

(請求)

第4条 会長は、前条による報告を受けた後、滞納会費の納付しない会費滞納者に対して、文書をもって滞納会費の納付を催促する。

2 事務局は、前項の通知の発送の日から1月を経過してもなお滞納会費が納付されない場合には、その者の氏名及び滞納額を会長に報告する。

(滞納会費及び未納会費の一部納付)

第5条 滞納会費及び未納会費の一部について納付があった場合には、納期の古いものから順次納付されたものとして取扱う。

(退会時の滞納会費及び未納会費の確認)

第6条 事務局は、会費滞納者及び未納会費がある会員が退会するときは、退会時に滞納会費及び未納会費残高を確認し、書面によって会長に報告する。

(退会した会員への催促)

第7条 事務局は、退会した会員に滞納会費及び未納会費があるときは、速やかに納付を催促する。

2 死亡により退会した会員に滞納会費及び未納会費があるときは、納付を要しない。

(滞納会費及び未納会費の納付義務)

第8条 会則第42条の処分を受けても滞納会費及び未納会費の納付義務は消滅しない。

(滞納会費及び未納会費の消滅)

第9条 事務局は、退会した会員の滞納会費及び未納会費について、やむを得ない事情によりその収納が困難であると認められるものについては、幹事会の議決を経てその全額を消却することができる。

2 事務局は、前項に該当する場合を除き、退会した会員の滞納会費及び未納会費について、第7条の手続きを行った結果、当該滞納会費及び未納会費のうちその収納が困難であると認められるものについては、幹事会の議決を経てその全額を消却することができる。

第2章 会費滞納者処分執行

(会費滞納者に対する予告)

第10条 会長は第4条1項により、会費滞納者に対して滞納会費の納付を催促する。

2 会長は、前項の通知を行うときは、会費滞納者に対し、当該通知の発送の日から1月以内に自ら又はその代理人を通じて弁明を行うことができる旨を併せて通知するものとする。なお、弁明の方法は文書によるものとする。

(調査)

第11条 会長は、事務局から第4条第2項の報告を受けた後、その中に次の事由に該当する会費滞納者がいた場合には、遅滞なく事実の確認及び当該会費滞納者を退会処分とすることができる。

記

当事業年度終了後2事業年度以上経過してもなお、滞納会費及び未納会費を天災その他の相当な理由なく納付しない会費滞納者

(調査の中止)

第12条 前条の調査は、処分の原因となる滞納会費及び未納会費が全額納付されたときは、これを中止するものとする。

(会費滞納者の処分)

第13条 会長は、第11条の調査を終えた後、必要と判断した場合には、当該会費滞納者を

退会処分とする。

(処分に関する通知)

第14条 前条における処分が決定した場合、会長は直ちに当該会費滞納者にその旨を通知するものとする。

(処分を受けた会費滞納者が再入会を希望した場合の特例)

第15条 会長は、処分を受けた会費滞納者が再度本会に入会を希望したときは、所定の入会手続きを経た後、幹事会の議決を経て、総会の承認が得られた場合のみ、その再入会を認める。

第3章 雑 則

第16条 細則に定めのない事項については、会長の承認を経てこれを定める。

附則

1、この細則は、平成26年平成26年1月1日から施行する。